

# 一般社団法人 山梨県臨床工学技士会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山梨県臨床工学技士会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山梨県甲斐市篠原2975番地1に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに学術、技能の研鑽、及び資質、地位の向上に努め、山梨県民の医療福祉の普及発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する事業
- (2) 臨床工学技士の資質及び、教育の向上に関する事業
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (4) 医療安全の向上に関する事業
- (5) 臨床工学技士に関する刊行物の発行
- (6) 内外関連団体との連帯交流に関する事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な前各号に付帯関連する一切の事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 当法人の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条による臨床工学技士の免許を有し、本会の目的に賛同するもので、山梨県内に在住もしくは山梨県内にて就業する個人とする。ただし、日本臨床工学技士会に入会する義務が生ずる。
- (2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は、学識経験者とする。
- (3) 準会員 臨床工学技士の免許を有せず、この法人の目的に賛同する個人。
- (4) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した団体。

### (入会)

第7条 当法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし、その承認を受けなければならない。

### **(入会金及び会費)**

第8条 正会員は社員総会の議決を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は入会金及び会費の納入を要しない。
- 3 準会員は社員総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。
- 4 賛助会員は社員総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

### **(資格の喪失)**

第9条 当法人の会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 当法人が解散したとき。
- (2) 会員が退会したとき。
- (3) 会員が除名処分を受けたとき。
- (4) 会費を2年以上納入しないとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

### **(退会)**

第10条 当法人を退会しようとする者は、理事会が別に定める退会届を提出する事により、任意にいつでも退会することが出来る。

### **(休会)**

第11条 会員が休会するときは、その旨を予め書面にて当法人に知らせなければならない。

### **(除名)**

第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を著しく傷つけ、当法人の目的に違反したとき。
- (3) その他の正当な理由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

### **(抛出金品の不返還)**

第13条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、これを返納しない。

### **(社員名簿)**

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## **第3章 社員総会**

### **(種類)**

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

### **(構成)**

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権限)

第17条 社員総会は、法人法に規定する事項及び次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業報告及び会計決算報告
- (4) 事業計画及び会計予算案
- (5) 活動方針案
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

#### (開催)

第18条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 第28条(5)号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第19条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、第18条第2項第(2)号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面をもって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第20条 社員総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第21条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (議決)

第22条 社員総会の議決は、この定款に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることができない。

#### (書面議決等)

第23条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する

ことができる。

- 2 前項の場合における第20条、第21条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### **(議事録)**

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在員数及び出席者数(書面による議決権行使者及び代理人による議決権行使者の場合にあつては、その旨を付記すること)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名、押印をしなければならない。

## **第4章 役員**

#### **(役員構成)**

第25条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長とし2名以内を副会長とする。
  - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
  - 4 理事および親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

#### **(役員を選任等)**

第26条 当法人の役員は、次の定めによって選出する。

- (1) 会長は、理事会において理事の中より選出する。
- (2) 副会長は、理事会において理事の中より選出する。
- (3) 理事は、社員総会において会員の中より選出する。
- (4) 監事は、社員総会において会員の中より選出する。

#### **(理事の職務)**

第27条 当法人の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、当法人を総括し、当法人を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、社員総会において承認された活動方針に従い、事業を審議、決定し執行する。

### **(監事の職務・権限)**

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行及び、当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 会務及び会計を監査し、社員総会においてその旨を報告する。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べることができる。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会及び社員総会の招集を請求すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

### **(役員任期)**

第29条 理事・監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### **(役員解任)**

第30条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、社員総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

### **(報酬等)**

第31条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

### **(名誉会員)**

第32条 当法人には、次の定めによって名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は理事会の推薦により、総会の承認を得て会長が委託する。
- 3 名誉会員は重要な事項について、理事の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 名誉会員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

### (権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会へ付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (種類及び開催)

第35条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度5回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 第28条第(5)号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招集)

第36条 理事会は会長が招集する。ただし、第35条第3項第(3)号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、第35条第3項第(2)号又は第35条第3項第(3)号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

### (議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き会長がこれに当たる。

### (決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第6章 資産及び事業計画等

### (資産の構成)

第39条 当法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

#### **(財産の管理)**

第40条 当法人の資産は会長が管理するものとし、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

#### **(事業計画及び収支予算)**

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、定時社員総会に報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

#### **(事業報告及び決算)**

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を得るものとする。

2 当法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

#### **(長期借入金及び重要な財産の処分)**

第43条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分を行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

#### **(事業年度)**

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## **第7章 定款の変更、及び解散等**

#### **(定款の変更)**

第45条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

#### **(解散)**

第46条 当法人は、法人法第148条1号,第2号及び第4から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

2 当法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

3 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

### (委員会)

第47条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 事務局

### (設置)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第49条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類



## 第10章 附 則

### (委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### (最初の事業年度)

第51条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

### (設立時役員等)

第52条 当法人の設立初年度の役員は、第26条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、次の者とする。

設立時理事	大久保 淳	設立時理事	岩間 信夫
設立時理事	藤巻 一美	設立時理事	佐野 卓
設立時理事	石井 仁士	設立時理事	成田 雅央
設立時理事	高橋 満彦	設立時理事	細川 哲志
設立時理事	横森 智也	設立時理事	長嶺 博文
設立時理事	長田 一元	設立時理事	飯窪 護
設立時理事	眞田 恒文	設立時理事	筒井 一雅
設立時理事	小林 洋一		
設立時監事	堀内 邦弘	設立時監事	白石 隆興

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1. 住所 山梨県甲府市国母1丁目22番22号 サーパス国母401号室 氏名 大久保 淳
	2. 住所 山梨県甲斐市篠原4036番地 氏名 藤巻 一美
	3. 住所 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居453番地1 サーパス清水新居501 氏名 石井 仁士
	4. 住所 山梨県南アルプス市下今井355番地20 氏名 高橋 満彦
	5. 住所 山梨県甲府市下帯那町298番地1 氏名 堀内 邦弘

**(法令の準拠)**

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。法務局

以上、一般社団法人山梨県臨床工学技士会設立のため、設立時社員 大久保 淳、同 藤巻一美、同 石井仁士、同 高橋満彦、同 堀内邦弘は、本定款を作成し、これに記名・押印する。

平成22年 6月10日

設立時社員

大久保 淳

同 藤巻 一美

同 石井 仁士

同 高橋 満彦

同 堀内 邦弘

# 一般社団法人 山梨県臨床工学技士会施行細則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人山梨県臨床工学技士会(以下本会という)定款により、本会の運営を円滑に行うことを目的として定める。

## 第2章 会員の入会および退会の規定

### (会員の入会手続き)

第2条 会員の入会は、所定の入会申込書で申し込みをしなければならない。

### (会員名簿)

第3条 本会の会員名簿は、本会に届けられた入会申込書により作成する。同名簿に変更があった場合、会員は直ちにその旨を本会に届けなければならない。

### (会員の退会の手続き)

第4条 会員の退会は、所定の退会届けを本会へ提出しなければならない。

### (会員休会の手続き)

第5条 会員の休会は、所定の退会届けを本会へ提出しなければならない。

## 第3章 会 費 規 定

### (会費)

第6条 この規程は、定款第8条の入会金及び会費納入についての必要事項を定めるものとする。

- 2 本会の正会員の会費は、年額5,000円、準会員は、年額3,000円  
賛助会員は年額20,000円とする。

### (その他の会費)

第7条 本会の主催する事業に会員が参加する際、別途に会費を徴収することができる。

### (納入)

第8条 本会の年会費は、毎年12月31日までに指定の方法で納入しなければならない。

### (入会金)

第9条 新規に入会する正会員においては入会金2,000円を徴収するものとする。

- 2 再入会する正会員においては入会金10,000円を理事会の議決にて徴収するものとする。

## 第4章 広 告 規 定

### (広告費)

第10条 広告費はA4サイズ20,000円、A5サイズ10,000円とする。

- 2 広告掲載に関しては、全て会に一任し、広告主が指定することはできない。

## 第5章 公認および推薦規定

### (公認)

第11条 本会は、臨床工学関連学会の役員選挙に、本会会員の中より公認候補者を選任することができる。

- 2 公認候補者は、理事会が決議し総会の承認を得て選出する。
- 3 公認候補者は、本会の代表者として本会の選挙広報活動等の援助を受けることができる。
- 4 公認候補者は、理事会に出席し意見を述べることができる。

### (推薦)

第12条 本会は、臨床工学関連学会の役員選挙に立候補するものを理事会の決議により推薦することができる。

## 第6章 出張、会議および旅費規定

### (出張の認定)

第13条 本会の業務を遂行するために必要な出張及び会議は、会長が認定する。

### (旅費および宿泊費)

第14条 認定された出張、及び会議のための旅費、宿泊費は実費を支給する。

宿泊費は1泊10,000円を上限として実費を支給する。

但し、自家用車利用の場合、旅費については150円/10km(高速料金は実費)と計算し支給する。

### (出張手当)

第15条 認定された出張に対し、日当5,000円を支給する。

## 第7章 講演料、謝礼及び原稿料に関する規定

### (講演料及び謝礼)

第16条 会長が会務執行上、必要と認めた場合に謝礼を支給する。支給額は以下の通りとする。

- (1) 5,000 から 100,000円

### (原稿料)

第17条 会長が認めた場合、刊行物の原稿料として10,000円を支給する。

## 第8章 慶弔規定

### (総則)

第18条 この規定は一般社団法人山梨県臨床工学技士会正会員および関係団体に対する慶祝、弔意、災害時の見舞金について定める。

### (慶祝)

第19条 本会が関係団体の祝賀行事に招待された場合には、相応の金品で慶祝する。

### (弔意)

第20条 本会正会員が死亡した場合には、弔電および香典(10,000円)を霊前に捧げる。

2 関係団体の個人が死亡し会長が認めた場合には、弔電および相応の香典を霊前に捧げる。

3 本会正会員および関係団体の個人が死亡し会長が認めた場合には、生花を霊前に捧げる。

#### **(災害時の見舞金)**

第21条 本会正会員および関係団体が何らかの災害に遭い、理事会が認めた場合には相応の見舞金を贈る。

#### **(付則)**

第22条 その他必要と認められる場合は、会長一任とする。

## **第9章 役員選出規定**

#### **(総則)**

第22条 本規定は、この法人の定款第24条1項に基づいて、役員を選任についての事項を定める。

#### **(選挙権及び被選挙権)**

第23条 選挙権は、選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。

被選挙権は、2年以上会員として資格を有し、選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。

#### **(選挙管理委員会)**

第24条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第25条 選挙管理委員会は、正会員の中から若干名を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第26条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示(投票日の60日以上前)。
- (2) 役員候補者届の受理、資格審査。
- (3) 候補者氏名の公示。(投票日の20日前)
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示。
- (5) 社員総会への選挙結果報告。
- (6) その他選挙管理に必要な事項。

第27条 選挙管理委員の任期は2年とする。

#### **(役員選挙)**

第28条 役員に立候補しようとする者又は候補者を推薦しようとする者は選挙管理委員会が定めた立候補届け出書を選挙管理委員会に期日までに届出なければならない。ただし、推薦届の場合には本人の同意を必要とする。

第29条 選挙管理委員会は、届出が有効と認めるときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

第30条 立候補を届出した会員は、その選挙が行われる前日までに、本人が署名した立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することが出来る。

第31条 立候補届出の締切は、投票日の45日前とする。

第32条 選挙は正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、会計監査は単記制とする。

第33条 役員の当選者は、それぞれ有効投票数の多い立候補者から順次当選とする。

2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

第34条 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を超えないとき、または超えなくなったときには無投票で当選者を定めることが出来る。

2 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を超えないときは理事会が定数内で役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦する事ができる。この間合も無投票で当選者を定めることが出来る。

#### **(欠員の補充)**

第35条 当選した役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員となる。

第36条 繰り上げ当選者がいない場合は、理事会が推薦したものを総会の承認を受け役員とすることが出来る。

#### **(異議申し立て)**

第37条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

#### **(立候補ならびに当選の取り消し)**

第38条 立候補者が選挙公報など選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことが出来る。

## **第10章 補 則**

#### **(施行細則の変更)**

第39条 本施行細則の変更は、理事会の決議を経て社員総会の承認を得て行う。

#### **(施行日)**

第40条 本施行細則は、本会の設立許可があった日から施行する。